

## ①賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

自動車小売

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間額	時間給 小数点切り上げ	適用労働者数	協定書
1			180,000	7.83	160.58	1,120.91	1,121	1,171	○
2			177,000	7.75	157.58	1,123.22	1,124	561	○
3			189,300	7.50	154.38	1,262.00	1,262	611	○
4			215,100	8.00	163.33	1,318.00	1,318	47	○
5			201,400	8.00	163.33	1,233.00	1,233	1,113	○
6			180,000	7.50	157.50	1,142.86	1,143	248	○
7			181,300	7.83	161.89	1,119.90	1,120	634	○
8			194,100	7.50	161.88	1,199.07	1,200	280	○
9			173,000	7.50	158.75	1,089.76	1090	44	○
						平均	1,178.75	1179	4,709

## ②最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の労働時間

	機関決定を行った団体名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間額	時間給 小数点切り上げ	適用労働者
1			7.67	162.92			236
2			7.67	162.92			351
3			7.60	160.58			637
4			7.50	158.13			677
5			7.75	159.53			426
6			7.50	156.88			91
7			7.50	158.75			145
							2,563